

平成 24 年 (ワ) 第 328 号、平成 25 年 (ワ) 第 59 号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外 124 名

被告 北陸電力株式会社

証拠説明書(2)

(訴状に関して)

平成 25 年 5 月 24 日

金沢地方裁判所民事部合議B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B2 の 1	“ How many reactor accidents will there be? ” NATURE Vol.322, 21 AUGUST 1986 p.691～	写	S.Islam K.Lindgren	S61.8	①	【訴状第3第3項(3)ウ】 スリーマイル島事故及びチェルノブイリ原発事故を重大事故と位置づけ、原子炉の重大事故の発生確率を求めた場合、1986年時点において、今後 20 年間での重大事故発生確率は 95 パーセントにも達すると計算されていたこと
B2 の 2	「原子炉事故はどのくらい起こるか?」 (上記の翻訳)	写	(翻訳者) 大道加奈子		①	【訴状第3第3項(3)ウ】 上記論文を原告らにおいて翻訳したもの
B3	原子力発電所の事故リスクコストの試算 (抄) 13 頁	写	内閣府 原子力政策担当室	H23.10.25	①	【訴状第3第3項(3)ウ】 福島第一原発事故発生時点における国内商業炉のシビアアクシデント発生頻度が 1494 年に 1 回 (福島原発事故を 1 事故とした場合) あるいは 498 年に 1 回 (福島原発事故を 3 事故とした場合) と、IAEAにおいて試算されていること

B4 の1	「沸騰水型軽水炉の 核暴走事故II」 『技術と人間』1991 年10月号所収	写	小林浩夫	H3.10.10	①	【訴状第5第2項】 スクラム機構の事故により制御棒が作動しない 現実的危険性が存在すること
B4 の2	報告書	写	小林浩夫	H3.10.24		甲B4号証の1に関する訂正書面 なお、本報告書中「甲第74号証の誤植箇所」該 当欄が、本訴訟での「甲B4号証の1」に関する訂 正箇所に関する記載である。
B5	雑誌記事 「スクラム時の制御 棒挿入失敗」 『原子力工業』1981 年12月号所収	写	日刊工業新聞社	S56.12	①	【訴状第5第2項】 プラウズ・フェリー3号機(BWR)のスクラム時の制 御棒挿入失敗事故(1980.6.28)の概要及びドレス デン2号機(BWR)のスクラム排出容器モニター 故障事故(1980.12.2)の概要
B6	「米国における軽水 炉の近年の主要な事 故・故障例」 『原子力工業』1984 年3月号所収	写	秋元正幸 新谷文将	S59.3	①	【訴状第5第2項】 プラウズ・フェリー3号機(BWR)のスクラム時の制 御棒挿入失敗事故(1980.6.28)その他米国におけ る軽水炉の当時の主要な事故例の概要
B7	『「当社発電設備に 係る点検結果に關す る報告書」の提出に ついて』と題するニ ュースリリースに添 付された別紙3「原 子力発電設備に係る 点検結果の概要」 (抄)	写	東京電力 (株)	H19.3.30	①	【訴状第5第2項】 近年報告された制御棒に関連する事故について
B8	原発で何が起きたの か『原発を終わらせ	写	田中三彦	H23.7	①	【訴状第5第3項(2)] 地震発生後約6.7時間経過した2011年3月1

	る』(石橋克彦編 岩波新書) 所収				1日の21時30分の時点で、福島第一原発1号機の水位が約4.5メートルも低下している原因として、①原子炉系配管による冷却材喪失事故が起きたか、②主蒸気逃がし弁が開閉動作をしたかという2つの可能性があるものの、②主蒸気逃がし弁が作動した形跡はなく、地震直後に原子炉系配管のうちの1本ないし複数本が破損し、そこから圧力が抜けていたのであろうということ
B9	「福島第一原発1号機事故・東電シミュレーション解析批判と、地震動による冷却材喪失事故の可能性の検討」 『科学』2011年9月号所収	写	田中三彦	H23.9	① 【訴状第5第3項(2)] 同上
B10	「格納容器の機能喪失の意味 - スロッシングの検証なしに運転してはならない」 『科学』2011年12月号所収	写	後藤政志	H23.12.1	① 【訴状第5第4項(1)] 福島第一原発1号機では、長くて激しい地震動によるスロッシングでダウンカマの先端が水面から出てしまい、そこから蒸気が圧力抑制室上部に噴出して滞留し、その結果、格納容器の圧力が異常に高くなった可能性があること 上記と同様の事象が志賀原発1号機及び2号機を含む沸騰水型炉で発生する危険性があること
B11	福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描	写	近藤駿介	H23.3.25	① 【訴状第5第5項(1)] 福島第一原発事故では、4号機の使用済み燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて1号機、2号機及び3号機の使用済み燃料プールでも同様の事態が発生する可能性があったこと ② 【訴状第2第3項(2)] 上記の事態が発生した場合、強制移転地域が170km以遠、任意移転地域が首都圏を含む250km以遠にも発生する可能性があったこと

B12	「2011年東北地方太平洋沖地震の概要」 『防災科学技術研究所主要災害調査』第48号 2012年3月	写	岡田義光	H24.3	③	【訴状第6第1項(2)ア】 東北地方太平洋沖地震が海溝型地震であったこと、震源域が南北約500キロメートル東西約200キロメートル及んだこと、岩盤のズレが大きいところで40~50メートルに達したこと、この地震の後ほとんど地震活動が見られなかつた地域も含めて余震が連続したこと等
B13	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」について(第28報)	写	気象庁	H23.3.25	③	【訴状第6第1項(2)ア、イ】 東北地方太平洋沖地震は、断層面全体の破壊時間が150秒~180秒続いたこと、3つの巨大な破壊が連続して発生したこと等
B14	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価	写	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	H23.4.11	③	【訴状第6第1項(2)イ】 東北地方太平洋沖地震の震源域が、「三陸沖南部海溝寄り」から、「三陸沖から房総沖の海溝寄り」、「三陸沖中部」、「宮城県沖」、「福島県沖」、「茨城県沖」にまで及んだこと等
B15	海溝型巨大地震に誘発された内陸活断層地震の緊急調査 『AFERC NEWS』NO. 23 2011年5月	写	吾妻崇	H23.5	③	【訴状第6第1項(3)ア】 2011年4月11日に福島県浜通りで発生したM7の余震では、これまで活断層とされていなかつた湯ノ岳断層が関与し活断層であると再評価されたこと、また、この余震時に地表断層として現れて始めて存在が明らかとなった塩ノ平断層等が運動したこと。2011年3月19日に茨城県北部で発生したM6.1の余震では、余震後も地表地震断層が確認されていないこと、地震による路面の大きな亀裂等が多数確認されたこと等
B16	福島第一・福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析に係わる報告(概要)	写	東京電力株式会社	H23.5.16	③	【訴状第6第2項(2)】 平成23年東北地方太平洋沖地震において福島第一・第二原子力発電所で取得された観測記録の数値。特に福島第一原発2号機の東西方向については、基準地震動 Ss に対する最大応答加速度値が43.8ガルと想定されていたところ、それを超える最大加速度値550ガルを計測したこと。

B17	女川原子力発電所における平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析および津波の調査結果に係わる報告書(概要)別紙	写	東北電力株式会社	H23.4.7	③	【訴状第6第2項(2)】 平成23年東北地方太平洋沖地震において女川原子力発電所で取得された観測記録の数値。女川原発の1号機燃料取替床(5階)の鉛直方向について、基準地震動 Ssに対する最大応答加速度値が1061ガルと想定されていたところ、それを超える最大加速度値1183ガルを計測したこと。
B18	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ～今後の津波防災対策の基本的考え方について～	写	中央防災会議	H23.6.26	③	【訴状第6第3項(1)ア】 ①中央防災会議における東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会(以下「中央防災会議」という。)は、2011年6月26日、中間とりまとめとして「今後の津波防災対策の基本的考え方について」及び「中間とりまとめに伴う提言」を公表したこと。 ②中央防災会議において防災計画において地震の想定方法があらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきものとされたこと。
B19	超巨大地震に迫る日本列島で何が起きているのか(抄)(NHK出版新書)	写	大木聖子 綴織一起	H23.6.10	③	【訴状第6第3項(1)イ i】 原子力発電所の安全性において想定すべき地震・津波の規模は、日本あるいは世界で観測された最大の記録であるべきこと(同書131～136頁)
B20	毎日新聞朝刊 インタビュー記事	写	毎日新聞社 (話し手 綴織一起)	H23.8.13	③	【訴状第6第3項(1)イ ii】 同上
B21	平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について	写	原子力安全・保安院	H24.1.27	③	【訴状第6第3項(2)イ】 ①原子力安全・保安院が2012年1月27日、「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について(指示)」(平成24.01.26原院第1号)を発し、活断層の運動性を検討するように指示したこと。

					<p>②能登半島北西岸にある活断層について、祿剛セグメント、珠洲沖セグメント、輪島沖セグメント、猿山沖セグメント、笛波沖断層帯、海土岬沖断層帯、羽咋沖東撓曲の全てが連動するものとして扱うべきこと</p> <p>③能登半島南部の活断層について、邑知潟南縁断層帯、坪山一八野断層、森本・富樫断層帯が連動するものとして扱うべきこと</p>
B22	北國新聞朝刊 記事 ※A4に縮小	写	北國新聞社	H24.5.4	<p>【訴状第6第3項(2)ウ】</p> <p>志賀原発の北約9キロメートル付近にある「富来川南岸断層」が、原発の耐震安全性を検討する際に考慮する必要のある13~12万年前以降に動いた活断層であること</p>
B23	陳述書	写	石橋克彦	H13.12.5	<p>【訴状第6第3項(3)ア】</p> <p>活断層が確認できない場所でもマグニチュード7を超える大地震が起こる可能性があり、実際に日本国内でそのような大地震が発生していること</p>
B24	「震源を特定せずに想定する地震動」についての意見 (震分第17-6号)	写	石橋克彦		<p>【訴状第6第3項(3)イ、ウ】</p> <p>石橋克彦が耐震指針検討分科会において、M7クラスの内陸地震はどこででも起こりうると考えるべきであり、「震源を特定せず策定する地震動」は、最近のM6.8~7.3程度の内陸地震の震源域近傍の観測記録に基づき、敷地の地盤特性に応じた地震動として設定するという基本方針がよいとの意見を出したこと。</p> <p>また、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」においても、事務局からM7.3以下の地震は、必ずしも既知の活断層で発生した地震であるとは限らないとの説明がなされたこと</p>
B25	原発事故と私たちの権利(抄)151頁 ~156頁	写	日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会	H24.2.5	<p>【訴状第7第2項(1)~(4)】</p> <p>チェルノブイリ原発事故における被害の空間的広がり、人的被害、被害の永続性、社会的被害等</p>

A1	志賀原発事故の災害評価計算結果	写	京都大学原子炉実験所 今中哲二 瀬尾健	H4.7.16	②	【訴状第7第3項(1)] 志賀原発1号機において水蒸気爆発による格納容器破損事故が発生した場合の被害予測
A2	志賀原発2号炉における事故時の被害予測 ブルサーマルの場合とウラン燃料のみの場合の比較	写	原子力資料情報室	H17.3	②	【訴状第7第3項(2)] 志賀原発2号機において冷却系の破損による格納容器破損、炉心溶解事故が発生した場合の被害予測
A3	今後の電力需給対策について	写	エネルギー・環境会議	H23.11.1	④	【訴状第9第3項(1)] 政府が2011年11月1日に出した、2012年夏の需給見通しによつても、志賀原発は、32万kwの余力（電力予備率5.9%）が生じるため、志賀原発の稼働がなくとも2012年夏の電力は充分足りること